

## 出力制御機能付PCSへの切替に伴う電灯契約の新規契約手続き等について

出力制御機能付きPCSの切替に伴い、出力制御ユニットや通信ユニットなどの設備を新たに設置する場合において、それらの設備が三相電源に非対応であり、かつ、発電設備の設置場所(特例需要場所の場合※は当該特例需要場所。以下、「当該発電場所」。)において、電灯契約が無い場合は、新たに電灯契約が必要となります。

※店舗や住宅と同一の敷地内に太陽光パネルや風力発電を設置する場合で、設置場所が店舗や住宅とは別の需要場所(屋根など)とする場合

つきましては、設備の仕様や契約状況などをご確認のうえ、ご希望の電力会社に電気の使用申込みを行っていただきますようお願いいたします。

## ◇新たに電灯契約が必要となるケース(例)

		現 状	出力制御機能付PCS設置後
①	発電設備を野立てするケース等で、三相契約のみの場合	<p>三相200V PCS</p>	<p>単相100V 三相200V 通信ユニット等 PCS</p>
②	発電設備設置場所を特例需要場所としている場合で三相契約のみの場合	<p>単相100V 三相200V 店舗住宅等 PCS 原需要場所 特例需要場所</p>	<p>単相100V 単相100V 三相200V 店舗住宅等 通信ユニット等 PCS 原需要場所 特例需要場所</p> <p>※契約上、店舗・住宅等における電灯契約側から通信ユニット等の電源を取得することは出来ません。</p>

- 当該発電場所に電灯契約がある場合でも、電灯契約が定額制(定額電灯等)の場合は、別途、増設に係る申し込み(容量変更もしくは従量制供給への変更等)が必要となります。また、別途、工事費負担金を申し受ける場合があります。